

令和5年度第8回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年10月27日（金）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	9番	鈴木	透
3番	西山	美佐江	10番	井上	昌之
4番	小林	茂	11番	中村	隆一
5番	香坂	政博	12番	橘川	均
6番	野谷	茂			

4 欠席委員 8番 内山 昌代

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

9番	鈴木	透	10番	井上	昌之
----	----	---	-----	----	----

8 報告事項

(1) 農地法第3条の3の規定による届出について

会議の状況

【議長】

皆さんおはようございます。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

1 か月は早いもので、今日が最後の農地パトロールとなりますので、お願いいたします。

それでは令和5年度第8回の総会を開催したいと思います。今日の出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第8回総会の議事録署名委員につきましては、9番鈴木委員、10番井上委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

一 報告事項（1）朗読 一

それでは説明いたします。

農地の所有権を取得される場合は農業委員会の許可が必要となりますが、相続による場合は許可の必要はなく、届出を提出していただくことになっております。

なお、9月1日より農地法施行規則が改正され、届出の様式に権利取得者の国籍を記載していただくことになっておりますが、農業委員会の事務に大きな変更はありません。

今回、相続により所有権を取得された農地は、地図1のとおり、桜美園に上っていく道路沿いの農地ひと筆となっております。

なお、被相続人は他にも農地を所有されており、その農地は今回の届出者のご兄弟が相続されたとのことですので、後日、その方から届出があるものと思います。

また、相手方への届出の受理通知書については、10月13日付で発行しております。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様の了承をお願いいたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時40分閉会